第十四条第一項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項第三号中「第十条第二項本文」を「第十一条第一項」に、「及び第四項」を「、第三項及び第五項」に改め、同項第四号中「前条」を「前二条」に改め、同条第二項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第五項を削り、同条第四項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第十条第一項の承認を受けた金融商品取引業者は、超過回数が十回以上となったときは、速やかに承認の基準の充足状況の分析を行い、その結果を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

第十四条第六項中「第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第三章に次の一節を加える。

### 第四節　証券化証券等

（証券化証券等に関する個別リスク相当額の特例）

**第十四条の二**　第四条第二項、第五条第四項、第六条第二項及び第六項並びに第十条の二第一項の規定にかかわらず、金融商品取引業者が証券化証券等の個別リスク相当額を算出する場合には、適格格付業者の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを証券化証券等の銘柄ごとに相殺（発行者、発行通貨並びに配当、残余財産の分配及び優先劣後構造に係る順位が同一のものに限る。）した後のネット・ポジションの時価額に乗じて得た額を個別リスク相当額とする。ただし、リスク・ウェイトが自己資本控除に該当する場合は、ネット・ポジションの時価額を当該自己資本控除の額とする。

一　長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

| 信用リスク区分 | 証券化証券等（再証券化証券等を除く。）の場合（パーセント） | 再証券化証券等の場合（パーセント） |
|---|---|---|
| 6―1 | 一・六 | 三・二 |
| 6―2 | 四 | 八 |
| 6―3 | 八 | 十八 |
| 6―4 | 二十八 | 五十二 |
| 6―5 | 自己資本控除 | |

二　短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

| 信用リスク区分 | 証券化証券等（再証券化証券等を除く。）の場合（パーセント） | 再証券化証券等の場合（パーセント） |
|---|---|---|
| 7―1 | 一・六 | 三・二 |
| 7―2 | 四 | 八 |
| 7―3 | 八 | 十八 |
| 7―4 | 自己資本控除 | |

2　川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者が証券化証券等の個別リスクの額を算出する場合においては、前項に規定するリスク・ウェイトに代えて、第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百八十条の三に定めるリスク・ウェイトを適用する。

3　前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化証券等が無格付の場合は、当該証券化証券等は自己資本控除とし、時価額を当該自己資本控除の額とする。

一　適格格付業者の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさない場合

二　金融商品取引業者が証券化取引における格付の利用に関する基準のいずれかを満たさない場合

三　適格格付業者が当該証券化証券等に付与する格付が証券化目的導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であって、かつ、保証人又はプロテクション提供者が第十九条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第九十八条各号のいずれにも該当しない場合

四　信用補完機能を持つI／Oストリップス

4　前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一　適格格付業者の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして金融商品取引業者が保有する有価証券等の個別リスク相当額を適切に反映していること。

二　当該格付は、証券化証券等の格付業者として実績のある適格格付業者により付与されたものであること。

三　当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。

四　金融商品取引業者が保有する証券化証券等に対して付与された格付が、当該金融商品取引業者による流動性補完、信用補完その他の事前の資金払込みを伴わない方法による信用供与（第七項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。

5　第三項第二号の「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一　金融商品取引業者が、同種の証券化証券等に対して利用する一又は複数の適格格付業者を定め、当該適格格付業者が付与する格付を継続性をもって利用すること。

二　同一の証券化取引を構成する証券化証券等について、個別の証券化証券等ごとに異なる適格格付業者から取得した格付を利用していないこと。

三　金融商品取引業者の保有する証券化証券等について、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

四　金融商品取引業者の保有する証券化証券等の裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

五　金融商品取引業者の保有する証券化証券等について、当該証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

六　金融商品取引業者が、第一条第五十五号イ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係る有価証券等を保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化証券等に係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

七　第三号から前号までに掲げる基準を満たすための規程等を作成していること。

6　金融商品取引業者が複数の適格格付業者の格付を利用しており、当該適格格付業者が証券化証券等に付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なるときは、第十九条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第十九条の規定によるリスク・ウェイトを用いるものとする。

7　金融商品取引業者が保有する証券化証券等に対して当該金融商品取引業者により流動性補完等が提供されている場合であって、当該流動性補完等が当該金融商品取引業者が保有する証券化証券等の一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化証券等及び当該流動性補完等に係る個別リスク相当額の合計額に代えて、当該証券化証券等又は当該流動性補完等に係る個別リスク相当額のうち最大の額のみを自己資本規制比率の計算に用いることができる。

8　第六条第一項、第七項及び第八項の規定は、証券化証券等の個別リスク相当額の計算について準用する。